

一般病床の機能分化の推進（「比較的高い診療密度を要する医療を提供する病床（群）（提案中の「急性期病床群（仮称）」）」）についての整理（案）

※ 昨年、医療部会で提示した事務局提案について、これまでの作業グループでの議論を踏まえて再度整理したものを。

1. 基本的な考え方

- 今後の本格的な少子高齢社会を見据え、医療資源を効果的かつ効率的に活用し、「急性期」から「亜急性期」、療養、在宅に至るまでの流れを構築するため、第一段階として「急性期」に着目し、一般病床について機能分化を進めていくことが必要である。
- 一般病床について、「比較的高い診療密度を要する医療を提供する病床（群）（提案中の「急性期病床群（仮称）」）」を医療法に位置づけ、一般病床の機能分化を図る。

これにより、「急性期医療」のニーズに見合った病床と、これと同様に重要な「亜急性期」等の医療を担う病床も明らかとなり、「急性期医療」から「亜急性期」等の医療について、医療の機能に見合った医療資源の効果的かつ効率的な配置が促される。

その結果、「急性期」から「亜急性期」等まで、患者が状態に見合った病床でその状態にふさわしいより良質な医療サービスを受けることができることにつながる。
- それぞれの医療機関は、他の医療機関と必要な連携をしつつ自ら担う機能や今後の方向性を自主的に選択することにより、地域のニーズに応じた効率的な医療提供に努める。

また、それぞれの医療機関が適切に機能連携・分担をしつつ、地域全体としても、必要な医療機能がバランスよく提供される体制の構築を目指す。

さらに、医療機関が認定された機能を地域の他の医療機関に発信することを通じて、国民・患者が医療機関の機能を適切に理解しつつ利用する一助となる。

2. 一般病床の機能分化の推進（「比較的高い診療密度を要する医療を提供する病床（群）（提案中の「急性期病床群（仮称）」）」の位置づけ）について

- 現在幅広い機能を担っている一般病床のうち、「比較的高い診療密度を要する医療を提供する病床（群）（提案中の「急性期病床群（仮称）」）」を医療法上に位置づける。

※ 「比較的高い診療密度を要する医療」として、例えば、心筋梗塞による入院や、手術前の患者のように、状態が不安定であって、症状の観察などの医学的な管理や、創傷の処置などの治療を日常的に必要なとしている場合等が考えられる。

(医療機関の自主的な申請による確認を受ける仕組み(認定))

- 各医療機関が、自主的に都道府県に申請して確認を受ける仕組み(認定)とする。

※ 認定は、病棟を基本とする。(病院全体で認定を受けることも可能)

(認定の要件)

- 認定要件は、「比較的高い診療密度を要する医療を提供する病床(群)(提案中の「急性期病床群(仮称)」)」にふさわしい、①人的な体制、②望ましい構造設備基準、③提供している医療の機能や特性(例えば、救急入院の患者の割合が一定以上あること、手術を受ける患者の割合が一定以上あること、平均在院日数等)を基本とする。

※ 要件の確認については、個々の患者ではなく、認定を受けようとする病棟の病床全体(群)として要件を満たしているかを確認。

※ 医療資源の限られた地域等については、認定に当たって一定の配慮等を検討。

※ 認定要件の具体的な内容については、基本的な仕組みについて整理できた後、別途検討。

(報告と認定の更新について)

- 認定を受けた医療機関は、定期的に、必要な事項を都道府県に報告するとともに、一定の期間ごとに認定の更新を受ける。

※ なお、要件を満たさなくなった場合には、直ちに認定全体の取消しを行うのではなく、認定される病棟範囲の変更や一定期間の猶予など個別の医療機関の事情に配慮した仕組みを設けることも検討。

- 都道府県は、認定を受けた医療機関からの報告の内容について、公表する。

(制度導入への配慮)

- 制度導入時期については、地域の医療提供体制に混乱が生じることのないよう、十分な準備期間を設ける。

※診療所の取扱い
診療所の一般病床についても、当該病床群の対象とすることについて、どう考えるか。

3. 地域において均衡のとれた機能分化を推進していくための方策について

- 地域において「比較的高い診療密度を要する医療を提供する病床（群）（提案中の「急性期病床群（仮称）」）」が、地域の医療ニーズに対応してバランスよく配置されることにより、地域全体として適切な機能分化の推進を目指す。
- 具体的には、各医療機関の「比較的高い診療密度を要する医療を提供する病床（群）（提案中の「急性期病床群（仮称）」）」の認定状況に基づき、地域の現状を把握する。こうした現状や高齢化の進展を含む地域の将来的な医療ニーズの見通しを踏まえながら、今後のその地域におけるバランスのとれた医療機能の目安を含め、機能分化のビジョンを地域ごとに策定する。
- ※ 国において、予め、今後の地域におけるバランスのとれた医療機能の目安に関するガイドラインの作成等を検討。
- ※ 上記の機能分化のビジョンの策定については、基本的に各医療機関の認定状況を踏まえるものであることや都道府県の準備期間を考慮し、認定制度導入後、一定の期間をおいて行う方向で検討。

4. 国や都道府県、医療機関、患者の役割について

- 機能分化を推進するに当たっての、国や都道府県、医療機関、患者の役割について、医療法に位置づける。